

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○公文書館条例施行規則の一部を改正する規則
（県政情報公開室） 一

告 示

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則
（子育て支援課） 一

○生活保護法による医療機関の指定
（社会福祉課） 二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出
（同） 二

○生活保護法による指定医療機関の変更の届出
（同） 二

○道路の区域変更（三件）
（道路課） 三

○都市計画決定の図書の写しの縦覧（二件）
（都市計画課） 四

○都市計画事業の事業計画変更の認可
（下水道課） 四

○県営土地改良事業変更計画の縦覧
（農村振興課） 四

○開発行為に関する工事の完了
（建築宅地課） 五

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十四年分）
（農林課） 五

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十五年分）
（農林課） 五

規 則

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

○宮城県規則第八十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

公文書館条例施行規則（平成十三年宮城県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第七号第五号ロ(2)中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七号第五号ロ(2)の改正規定（及び日本郵政公社）を削る部分に限る。は、公布の日から施行する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号を削る。

第三条第二項中、「政令第三十八条及び改正令附則第四条第十項」を「及び政令第三十八条」に改め、同条第三項第十二号を削る。

第七条中、「寡婦生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は寡婦生活資金」に改める。

第八条中、「父子生活資金」を「及び父子生活資金」に改め、「及び特例児童扶養資金」を削る。

第九条第一項中「若しくは第八号又は改正令附則第四条第二項」を「又は第八号」に改める。

第十三条第一項中、「旧令第三十八条」を「又は旧令第三十八条」に改め、「又は改正令附則第四条第六項」を削る。

第十四条中「若しくは政令第三十八条」を「又は政令第三十八条」に改め、「又は改正令附則第四条第十項において準用する場合」を削る。

第十五条中、「政令第三十八条又は改正令附則第四条第十項」を「又は政令第三十八条」に改める。

様式第一号（表面）中「~~昭和三十八年法律第九号~~」を「~~昭和三十八年法律第九号~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

（経過措置）

（経過措置）

2 改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定による様式第一号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第千三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋高第二歯科	黒川郡大和町吉岡上町八十九	平成二十六年七月一日
くるみ薬局	角田市角田字田町百二十三―六	平成二十四年一月一日
あるふあ薬局 仙南病院 前店	角田市角田字牛館二十	平成二十六年十一月二日
日本調剤 佐沼薬局	登米市迫町佐沼字下田中三十九―一	平成二十六年四月一日
橋高第三歯科	黒川郡富谷町あけの平二―四―四	平成二十二年六月一日
イオン薬局名取店	名取市杜せきのした五―三―一	平成二十六年八月二十一日
さくら薬局 加美色麻店	加美郡色麻町四竈字瀧百七―一	平成二十六年十一月一日
古川東町調剤薬局	大崎市古川東町一―二十二	平成二十六年十一月一日
あいおい歯科 イオンモ ール名取医院	名取市杜せきのした五―三―一 イオン モール名取一階	平成二十五年十二月一日
調剤薬局ツルハドレッジ 古川南店	大崎市古川穂波七―二―十四	平成二十六年六月十三日
介護老人保健施設ヒューマン シティ松山訪問看護ステーション	大崎市松山金谷字中田七十六―一	平成二十四年一月一日

○宮城県告示第千三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あるふあ薬局 仙南病院 前店	角田市角田字牛館二十一―二	平成二十六年十一月二日
松本歯科医院	巨理郡山元町山寺字沼田五―三	平成二十六年十一月十日
高橋医院	巨理郡巨理町吉田字流百四十六―八十一	平成二十六年十月四日
古川東町調剤薬局	大崎市古川東町一―二十二	平成二十六年十月三十一日
ユウハート調剤薬局	登米市迫町佐沼字江合二―十二―十二	平成二十六年十一月三十日

○宮城県告示第千四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前 つくし薬局	石巻市大崎三―二―十五	平成二十六年十一月一日
変更後 おおはし薬局		
変更前 公益財団法人宮城厚生協会訪問看護ステーションあゆみ		

変更後 公益財団法人宮城厚生協会のステーションあゆみ

大崎市古川駅東二一十二一十八

平成二十六年十月一日

○宮城県告示第千四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼陸前高田線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
	後	前	後	前	後	前
気仙沼市白石六〇番一地从先から 同市白石四三番四地先まで	後	前	一七・〇	二〇・〇	一五〇・〇	一五〇・〇
	後	前	一九・〇	一八・〇	一六〇・〇	一六〇・〇
気仙沼市上東側根一三番一四地从先から 同市上東側根一番一地从先まで	後	前	一七・〇	二〇・〇	一五〇・〇	一五〇・〇
	後	前	一九・〇	一八・〇	一六〇・〇	一六〇・〇
気仙沼市白石六一番一地从先から 同市白石五五番六地先まで	後	前	一八・〇	二〇・〇	一五〇・〇	一五〇・〇
	後	前	一九・〇	一八・〇	一六〇・〇	一六〇・〇

○宮城県告示第千四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
	後	前	後	前	後	前
気仙沼市唐桑町舞根山一番地先から 同市唐桑町舞根山一番地先まで	後	前	二四・〇	三一・〇	四九・〇	四九・〇
	後	前	二二・〇	二一・〇	四九・〇	四九・〇
気仙沼市唐桑町東舞根二〇三番一地从先から 同市唐桑町浦二六番三地从先まで	後	前	一一・〇	一五・〇	九五・〇	九五・〇
	後	前	一一・〇	一四・〇	九五・〇	九五・〇
気仙沼市唐桑町東舞根四三番一地从先から 同市唐桑町東舞根五五番二地从先まで	後	前	九・〇	一四・〇	八一・〇	八一・〇
	後	前	一五・〇	二九・〇	八一・〇	八一・〇
気仙沼市唐桑町東舞根八五番一地从先から 同市唐桑町東舞根八六番一地从先まで	後	前	一一・〇	一七・〇	一五一・〇	一五一・〇
	後	前	一一・〇	一七・〇	一五一・〇	一五一・〇

○宮城県告示第千四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	後	一一・〇	一五一・〇	
	前	一一・〇	一五一・〇	

本吉郡南三陸町志津川字廻館前三九番 一〇地先から 同郡同町志津川字廻館前三八番九地先 まで			
後	前A	前A	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
B	A		
一五・三 二三・六	九・八 三三・三	九・八 三三・三	
	一九三・四	一九三・四	
	一六〇・〇		

○宮城県告示第千四十四号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 上岡田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千四十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 泉ビレジ中地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

東松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

平成四年宮城県告示第三百一号、平成五年宮城県告示第百九十六号、平成十年宮城県告示第四百六号、平成十年宮城県告示第四百七号、平成十五年宮城県告示第二百四十九号、平成十五年宮城県告示第二百五十五号、平成二十年宮城県告示第六百八十八号、平成二十五年宮城県告示第四百八十三号及び平成二十六年宮城県告示第三百八十八号の事業地に、東松島市矢本字南浦及び大曲字堰北の一部を加える。

2 使用の部分

なし

公 告

○県営新井田南部地区土地改良事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営新井田南部地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年十二月二十四日から平成二十七年一月二十九日まで

三 縦覧場所

登米市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十七年一月二十九日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八七-〇五一 登米市追町佐沼字西佐沼一〇一五

電子メールアドレス e t t m n n b k t @ P r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、登米市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年十二月二十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町歌津字田ノ頭七九番、八十番四、八十番五、八十一番三、八十一番四、八十二番二、八十三番四、八十四番五、八十五番、八十六番七、八十六番八、百二十一番四、百二十一番四地先の道、八十番一の一部、八十一番一の一部、百二十番の一部、百二十一番一の一部、同字大磯百十九番二、百二十四番二、百二十五番二、百二十六番、百二十八番十、百二十八番十二、百二十三番の一部、百二十四番一の一部、百二十八番一の一部、百十九番二地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

南三陸町

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第百四十一号の一部を次のとおり改める。
平成二十六年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

みやぎ政経懇話会の平成二十四年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中
「1 収入総額 453,790円」を「1 収入総額 503,790円」に、
「本年収入額 396,000円」を「本年収入額 446,000円」に改める。

2 支出総額中
「2 支出総額 415,800円」を「2 支出総額 465,800円」に改める。

3 本年収入の内訳中
「寄附 350,000円」を「寄附 400,000円」に、
「政治団体分 200,000円」を「政治団体分 250,000円」に改める。

4 支出の内訳中

「政治活動費 154,200円」を「政治活動費 204,200円」に、
「その他の経費 31,600円」を「その他の経費 81,600円」に改める。

5 寄附の内訳中

「田田民主受第4選挙区支部 200,000円 多賀城市」の次の行に、
「自由民主党宮城県支部連合会 50,000円 仙台市青葉区」を加える。
○宮選管告示第百五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

みやぎ政経懇話会の平成二十五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額	427,990円	や	「1 収入総額	627,990円」	に
「本年収入額	390,000円	や	「本年収入額	590,000円」	に

2 支出総額中

「2 支出総額	388,150円	や	「2 支出総額	588,150円」	に
---------	----------	---	---------	-----------	---

3 本年収入の内訳中

「寄附	350,000円	」	や	「寄附	550,000円」	に
「個人分	350,000円	」	や	「政治団体分	550,000円	」

4 支出の内訳中

「政治活動費	69,300円	」	や	「政治活動費	269,300円」	に
「組織活動費	56,800円	」	や	「組織活動費	156,800円」	に
「その他の経費	12,500円	」	や	「その他の経費	112,500円」	に

5 寄附の内訳中

「(個人分)」	
「年間五万円以下のもの	350,000円

「5 寄附の内訳」の次に掲げる

「(政治団体)」

「自由民主党宮城県支部連合会	550,000円	仙台市青葉区」
----------------	----------	---------